



平成 27 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 文化シャッター株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 茂木 哲哉
問 合 せ 先 執 行 役 員 市川 治彦
人 事 総 務 部 長
(TEL 03-5844-7200)

単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規程に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資のしやすい環境を整備し、かつ当社株式の流動性のさらなる向上を図るとともに、全国証券取引所公表の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 27 年 4 月 1 日

※平成 27 年 4 月 1 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴い、関連条文の文言を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は下表のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 2 章 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新 設)	第 2 章 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> <u>第 8 条の変更は、平成 27 年 4 月 1 日から効力を発生するものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の効力発生日

平成 27 年 4 月 1 日

以 上